

普通公衆浴場確認票

		項 目	結 果
審査基準	設置場所	1 普通公衆浴場を設置する場所は、規則で定めるときを除き、既設の普通公衆浴場との直線距離が300メートル以上であること。（条例第3条，規則第3条）	
	施設	1 入浴施設（脱衣室及び浴室をいう。以下同じ。）は、娯楽室，マッサージ室，アスレチック室等の付帯施設と明確に区画すること。（条例第4条第1号）	
		2 入浴施設は，男女に区別し，相互に，かつ，外部から見通すことができない構造とすること。（条例第4条第2号）	
		3 衣類，下足その他携帯品を安全に保管できる設備を浴場内に相当数設けること。（条例第4条第6号）	
		4 停電その他非常の場合に使用するため，予備灯を備えておくこと。（条例第4条第16号）	
		5 排水溝及び汚水溜は，コンクリートその他の不浸透性材料をもって構築し，かつ，随時清掃できるものとする事。（条例第4条第17号）	
		6 便所は，男女に区別して適当な場所に設置するものとし，流水式の手洗い設備を設けること。（条例第4条第18号）	
		7 階上に浴室を設ける場合は，その階下は鉄筋コンクリート造，鉄骨造又はレンガ造とすること。（条例第4条第19号）	
	換気・照明	1 入浴施設には，換気を図るため直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。ただし，これに代わる適当な換気装置があるときは，この限りでない。（条例第4条第3号）	
		2 入浴施設の採光又は照明は，床面において，照度50ルクス以上とすること。（条例第4条第4号）	
		3 下足場，廊下，便所その他入浴者が直接利用する場所（入浴施設を除く。）の採光又は照明は，床面において照度20ルクス以上とすること。（条例第4条第5号）	
	脱衣室	1 脱衣室には，紙くず入れを備えること。（条例第4条第7号）	
		2 脱衣室に洗濯機，乾燥機，自動販売機等を設置する場合は，脱衣室の機能に支障を来さないようにすること。（条例第4条第8号）	
		3 各脱衣室の床面積（洗濯機，乾燥機，自動販売機等を設置する部分の面積を除く。）は，13.2平方メートル以上とすること。（条例第4条第9号ア）	
		4 床面は，リノリウム，板等の不浸透性材料を用いること。（条例第4条第9号イ）	

浴室	1	各洗い場の床面積は、13.2平方メートル以上とすること。（条例第4条第10号ア）	
	2	床面は、コンクリートその他の不浸透性材料を用い、適当な勾配をつけ、汚水を停滞させないこと。（条例第4条第10号イ）	
	3	側壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリートその他の不浸透性材料を用いて造ること。（条例第4条第10号ウ）	
	4	洗い場には、上がり湯用水栓及び湯栓を相当数備えること。（条例第4条第11号）	
	5	浴室には、洗い桶及び1人用の腰掛を相当数備えること。（条例第4条第12号）	
	6	シャワー及び打たせ湯は、浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。（条例第4条第13号）	
浴槽	1	床面積は、浴室ごとに3平方メートル以上とすること。この場合において、一の浴室に2以上の浴槽を設けるときの主たる浴槽については、2平方メートル以上とすること。（条例第4条第10号エ（ア））	
	2	縁の高さは、洗い場の床面から0.15メートル以上とすること。ただし、洗い場で使用した湯水及び浴槽からあふれた湯水が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合は、この限りでない。（条例第4条第10号エ（イ））	
	3	内側に踏段を設けること。ただし、浴槽が浅く、踏段を設けることを要しない場合は、この限りでない。（条例第4条第10号エ（ウ））	
機械設備	1	ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ろ過器は、洗浄がしやすい構造とするとともに、当該ろ過器への毛髪等の混入を防ぐため集毛器を設けること。（条例第4条第14号）	
	2	浴槽からあふれた湯水を一時的に貯留する槽（第6条第8号において「回収槽」という。）を設ける場合は、洗浄がしやすい構造とすること。（条例第4条第15号）	
サウナ室	1	男女に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。（条例第4条第20号ア（ア））	
	2	床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。（条例第4条第20号ア（イ））	
	3	床面は、適当な勾配をつけ、隙間がなく、清掃を容易に行うことができる構造であること。（条例第4条第20号ア（ウ））	
	4	蒸気又は熱気の放出設備は、直接身体に触れないものとする事。（条例第4条第20号ア（エ））	
	5	室内の換気を適切に行うことができるものであること。（条例第4条第20号ア（オ））	
	6	適温を保つため、温度調節設備を備えること。（条例第4条第20号ア（カ））	

		7 室内には，入浴者の見やすい場所に温度計を備えること。（条例第4条第20号ア(キ)）		
		8 室内を容易に見通すことができる窓を適当な場所に設けること。（条例第4条第20号ア(ク)）		
	サウナ設備	1 蒸気又は熱気の放出設備は，直接身体に触れないものとする事。（条例第4条第20号ア(エ)）		
		2 適温を保つため，温度調節設備を備えること。（条例第4条第20号ア(カ)）		
	屋外風呂	1 浴室の床面は，コンクリートその他の不浸透性材料を用い，適当な勾配をつけ，汚水を停滞させないこと。（条例第4条第10号イ）		
		2 浴室の側壁は，床面から1メートル以上の高さまでコンクリートその他の不浸透性材料を用いて造ること。（条例第4条第10号ウ）		
		3 浴槽の縁の高さは，洗い場の床面から0.15メートル以上とすること。ただし，洗い場で使用した湯水及び浴槽からあふれた湯水が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合は，この限りでない。（条例第4条第10号エ(イ)）		
		4 浴槽の内側に踏段を設けること。ただし，浴槽が浅く，踏段を設けることを要しない場合は，この限りでない。（条例第4条第10号エ(ウ)）		
		5 男女に区別し，相互に，かつ，外部から見通すことができない構造とすること。（条例第4条第21号ア）		
		6 屋外には，洗い場を設けないこと。（条例第4条第21号ウ）		
		7 浴槽に付帯する通路等は，脱衣室又は浴室から直接出入りできる構造であること。（条例第4条第21号エ）		
	確認事項	衛生措置	1 公衆浴場の内外は毎日清掃し，清潔を保持するほか，適宜消毒及びねずみ，衛生害虫等の駆除を行うこと。（条例第6条第1号）	
			2 浴室で使用する湯水は，清浄なものを十分供給すること。（条例第6条第2号）	
			3 浴槽水をシャワー又は打たせ湯に使用しないこと。（条例第6条第4号）	
4 使用時の浴槽には，浴槽水を満たしておくこと。（条例第6条第5号）				
5 浴槽内を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は，1週間に1回以上）洗浄すること。（条例第6条第6号）				
6 ろ過器及び浴槽とろ過器との間で浴槽水を循環させるための配管は，1週間に1回以上，塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。（条例第6条第7号ア）				
7 集毛器は，適切に維持管理を行うこと。（条例第6条第7号イ）				
8 循環した浴槽水を浴槽内へ供給するための供給口が浴槽の水面より上部に設けられている場合は，入浴者の誤飲を防ぐため，供給口				

	の周辺に飲用に適さない旨の表示をすること。（条例第6条第7号ウ）	
	9 回収槽を設けた場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の内壁の洗浄をし、かつ、回収槽内の湯水について塩素消毒その他適切な消毒を行う場合は、この限りでない。（条例第6条第8号）	
	10 入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとする。（条例第6条第9号）	
	11 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。（条例第6条第10号）	
	12 法第4条ただし書の規定による許可を受けた公衆浴場にあつては、温泉に含まれる物質又は薬湯に使用する医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を入浴者の見やすい場所に掲示すること。（条例第6条第11号）	
	13 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所に、風紀を乱すおそれのある文書、図画、写真、広告物、図書、装飾設備等を掲げ、置き、又は設けないこと。（条例第6条第12号）	
	14 入浴料金、営業時間並びに衛生及び風紀を保持するために入浴者の遵守すべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。（条例第6条第13号）	
	15 従業員には、業務従事中常に清潔な衣服を着用させること。（条例第6条第14号）	
	16 従業員には、業務従事中風紀を乱し、又は乱すおそれのある行為をさせないこと。（条例第6条第15号）	
	17 7歳以上の男女は、混浴させないこと。（条例第6条第16号）	
	18 入浴施設の自主的な衛生管理を行うため、従業員のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。（条例第6条第17号）	
浴槽水の管理	1 塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。（条例第6条第3号ア）	
	2 浴槽水を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上）完全に入れ替えること。（条例第6条第3号イ）	
	3 次に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、薬湯、温泉等を使用するため(1)及び(2)によることが困難な場合であつて市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。（条例第6条第3号ウ） (1) 濁度は、5度以下であること。 (2) 全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。 (3) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。 (4) レジオネラ属菌が検出されないこと。	

	4	ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1年に1回以上、条例第6条第3号ウの基準に係る検査を行い、その結果を当該検査の日から3年間保管すること。（条例第6条第3号エ）	
	5	検査の結果レジオネラ属菌が検出されたときは、その旨を市長に報告すること。（条例第6条第3号オ）	